



全労連 自治労連速報

2021年11月18日(木)

第36号

(通刊第6775号)

発行 = 日本自治体労働組合総連合企画財政局

東京都文京区大塚4-10-7 Tel. 03-5978-3580 Fax. 03-5978-3588

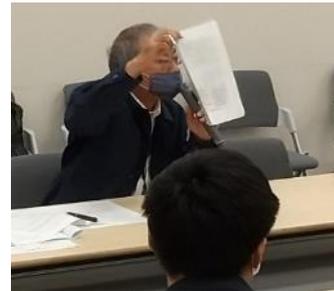
E-mail⇒ jichiroren@jichiroren.jp URL⇒ http://www.jichiroren.jp/

自治体情報システム「標準化」について厚生労働省ヒアリングを実施 自治労連 「地方自治体の意見を反映させること」を求める

地方自治体の情報システム基幹17業務の「標準化」に関わって、厚生労働省が「標準仕様書」を作成する8業務のうち、現在先行して進められている障害者福祉と介護保険、2つの標準仕様書【第1.0版】が現在公表されていました。11月12日(金)、自治労連は「標準仕様書」を中心に厚生労働省ヒアリングを実施しました。

自治労連から小山副委員長、佐賀中執、久保専門委員、川村専門委員が参加。厚生労働省からは政策統括官付情報化担当参事官室室長補佐ら12名が対応。伊藤岳参議院議員も同席しました。

今回のヒアリングでは、厚労省からは①自治体が行っている基幹8業務に関わる事務のすべてが「標準化」システムに移行されるものではないこと。②保険料の支払い納期区分や給付事業への自治体独自の増額など、住民サービス向上のための施策は引き続き実施できるようにする、など説明がありました。



厚労省「自治体独自の住民サービスは、引き続き実施できるようにする」と回答

自治労連は、これまで各自治体の努力の積み重ねで築き上げられてきた、国の制度を上回る福祉施策などが「標準化」によって、国の基準に引き下げられないよう厚労省に対して求めました。

厚労省は、**A**「標準化」の対象範囲は「①住民サービス向上に資するものであって、②自治体の業務の効率化が図られるもの」の観点から、各自治体で同一に事務処理を行っているものを対象にしている。**B**「標準化」の対象外でも別アプリで対応が可能になるものがある。**C**保険料の支払い納期の区分の設定や、支給額の上乗せなどはパラメータ処理により対応可能。また、自治体にシステムを提供しているベンダ(売り手)から厚労省が聞き取りを行なったところ、1/3以上が、現在提供しているシステム・機能を引き続きオプション機能か別アプリの連携により引き継ぐと回答していることを紹介しました。

※パラメータとは

パラメータとは、和訳すると「変数」という意味。

例えば、保険料の支払い納期区分を自治体が任意に設定したい場合、パラメータ機能により納期区分の回数を自由に選択して設定できるようになります。

厚労省ヒアリングを終えるにあたり、小山副委員長から「地方自治体は住民に関わる多くの個人情報扱っている。問題意識を持っていただきたい。災害時の電源喪失への対策を。地方自治体からの意見反映や業務の実態を反映させること」をあらためて強調しました。

資料（11/12 「自治体情報システム標準化」厚労省ヒアリング）

【情報システム標準仕様書について】

国が標準化の対象とする 17 業務のうち、厚労省が標準仕様を作成するのは、①国民健康保険、②国民年金、③障害者福祉、④後期高齢者医療、⑤介護保険、⑥生活保護、⑦健康管理、⑧児童扶養手当の 8 業務。全体を 2 つのグループに分けて作業。先行して進めている第 1 グループの③⑤については標準仕様書【第 1.0 版】を現在公表し、来年 8 月に向けて改訂作業中。第 2 グループは来年 7 月の標準仕様書【第 1.0 版】公表に向けて検討を進めているところ。

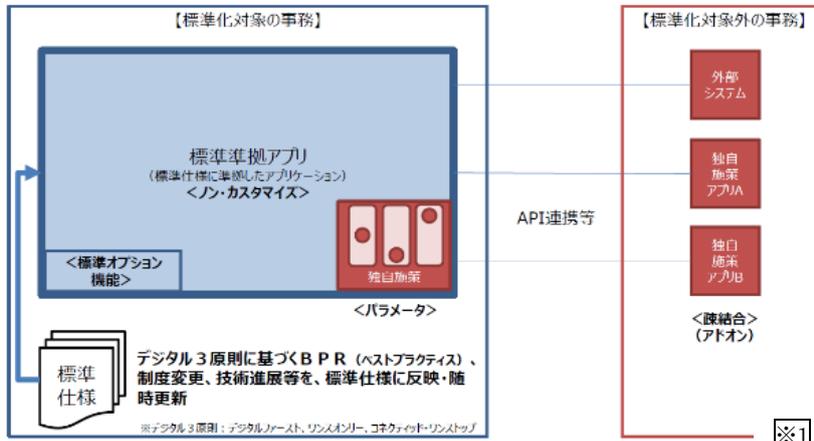
「標準化範囲内」の機能については、①例えば約 8 割の自治体が使っているような必ず備えなければならない機能（実装必須機能）、②装備しない機能（実装不可機能）、③オプションとして備える機能（標準オプション機能）がある。①と③を組み合わせることで、これまでの独自施策が実施が可能となるとしている。①の中でも自治体で必要のない機能は契約しなくてもよい。②は例として、国がすでに開発して自治体に配布している「介護認定ソフト」がある。

各自治体は、どのベンダの標準準拠システムを導入したとしても必要な機能は調達することができるようになっている。また、「標準化対象外の事務」に関わる機能については、別アプリとの連携を利用して現行事務に関わる機能を調達するようになる。

小規模自治体では、提供される機能の中から必要な機能だけを選択してシステムを調達することは可能だが、経費に反映される（減額される）かは、ベンダとの個別契約による。



【標準仕様書の作成における、地方自治体からの意見や地方自治体の業務実態の反映】



「標準仕様書」の作成にあたっては、自治体調査、ヒアリング、資料提供などの形で実態把握に努めている。また「標準仕様書案」ができた段階では、全自治体に意見照会などもおこなっている。

標準仕様書に定める項目は、全国的に共通して利用されている項目を集約したもの。機能の利用にあたっては、自治体の判断で必要なものだけを選択できる。

【システムの変更にかかる費用と、自治体への財政支援について】

システム変更の費用については、総務省が準備経費と移行経費を補助の対象にしている。厚労省として独自に補助金支出ということは予定していない。

自治体独自施策に関わるシステム改修経費は、現在も各自治体負担。「標準化対象外の事務」に関わる機能のシステム改修費用は、今まで通り各自治体負担となる。補助金はない。

今後の法改正に伴う「標準システム」の変更に必要な費用についてはこれまで通り支援する必要があるが、具体は法改正時の予算編成の中で検討される。

※1 出典：「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」（デジタル庁 2021年9月）